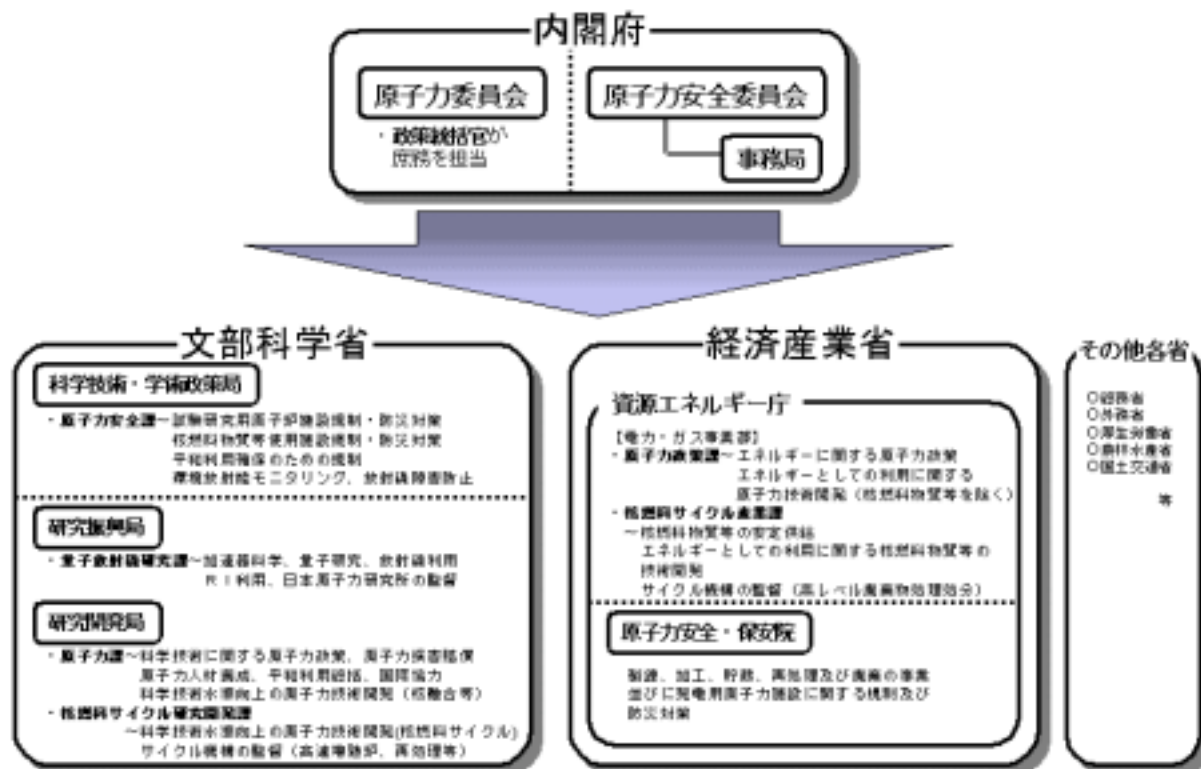


## 11. その他

### (1) 行政の概要

#### 原子力行政体制



### 原子力委員会、原子力安全委員会、放射線審議会、総合資源エネルギー調査会の概要

#### 原子力委員会

原子力委員会は、原子力基本法に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営を図る目的をもって、1956年1月1日、総理府に設置された。

原子力委員会は、委員5人によって構成され、原子力の研究、開発及び利用に関する政策など原子力に関する重要事項について企画、審議し、決定する権限を有している。原子力委員会は、所掌事項について必要であると認めるときは、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。

1978年10月4日、原子力基本法等の一部改正法が施行され、従来の原子力委員会が有していた機能のうち、安全確保に係る事項を所掌する原子力安全委員会が新たに設置された。

また、2001年1月6日の中央省庁再編により、原子力委員会は内閣府に設置されるとともに、これまで科学技術庁長官たる国務大臣をもって充てられていた原子力委員会委

員長については、学識経験者が委員長に就任することとなった。

## 原子力安全委員会

1978年10月4日、原子力基本法等の一部改正が施行され、原子力の安全確保体制を強化するため、旧原子力委員会の機能のうち安全規制を独立して担当する原子力安全委員会が総理府に設置された。原子力安全委員会は、委員5人によって構成され、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全確保に関する事項について企画、審議及び決定することを任務としている。中央省庁再編に伴い2001年1月6日、原子力安全委員会は内閣府に移管され、独立の事務局が設置された。原子力安全委員会が所掌事務について必要があると認める時は、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができるなど通常の諮問機関に比べて極めて強い権限を持っている。

原子力安全委員会には非常勤の審査委員で組織する原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会を置き、それぞれ原子炉に係る安全性及び核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議している。また、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態応急対策調査委員（非常勤）が置かれている。さらに専門事項を調査審議するために専門委員（非常勤）で組織する各種専門部会が設置されている。

## 放射線審議会

放射線審議会は、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」に基づき、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的として、文部科学省に設置されている諮問機関である。関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めるときは、放射線審議会に諮問しなければならない。また、放射線審議会は必要に応じ、関係行政機関の長に対し意見を述べる（意見具申）ことができる。

中央省庁再編にともない2001年1月5日付で、従来の放射線審議会が解散し、新たな放射線審議会がスタートした。2001年2月14日に開催された第72回総会では基本部会の設置、2001年4月23日に開催された第74回総会では測定部会の設置が決定された。

## 総合資源エネルギー調査会

総合資源エネルギー調査会は、経済産業省設置法に基づき、資源エネルギー庁に設置されている審議会で、経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策について重要事項等を調査審議する。

中央省庁再編にともない、従来の総合エネルギー調査会が解散し、従来の鉱業審議会、電気事業審議会及び電源開発調整審議会等の機能を引き継ぐ形で、2001年1月、総合資源エネルギー調査会としてスタートした。

# 原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（原子力長期計画）とは、どのようなものか

## 「原子力長期計画」の概要

（平成 12 年 11 月 24 日原子力委員会決定）

### 1. 背景

原子力長期計画は、我が国の原子力研究開発利用のための基本方針や推進方策について定めたものであり、約 5 年ごとに作成。昭和 31 年 9 月に最初の原子力長期計画が作成され、今回が 9 回目の策定。

### 2. 新たな原子力長期計画の策定

原子力委員会では、平成 11 年 5 月、原子力をめぐる内外の情勢変化等を踏まえて、21 世紀社会へ向けた長期計画の策定開始を決定

原子力長期計画は、21 世紀に向けての原子力研究開発利用の全体像と長期展望を明らかにするとともに、原子力関係者にための具体的指針に止まらず、国民や国際社会に向けたメッセージとしての役割を重視

策定審議直後の JCO 事故が発生したことから、今なぜ原子力を選択するのかといった原点に立ち返った議論を実施

### 3. 原子力長期計画のポイント

JCO 事故等により、原子力に対する国民の不安や不信が高まっている厳しい状況を踏まえ、安全確保と防災、積極的な情報公開等による国民の信頼の確保、立地地域との共生の重要性を指摘したこと

エネルギーの安定供給、二酸化炭素排出量の削減に寄与している原子力発電を引き続き基幹電源に位置づけ最大限に活用するとともに、使用済み燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウランを有効利用していくことを基本とすること

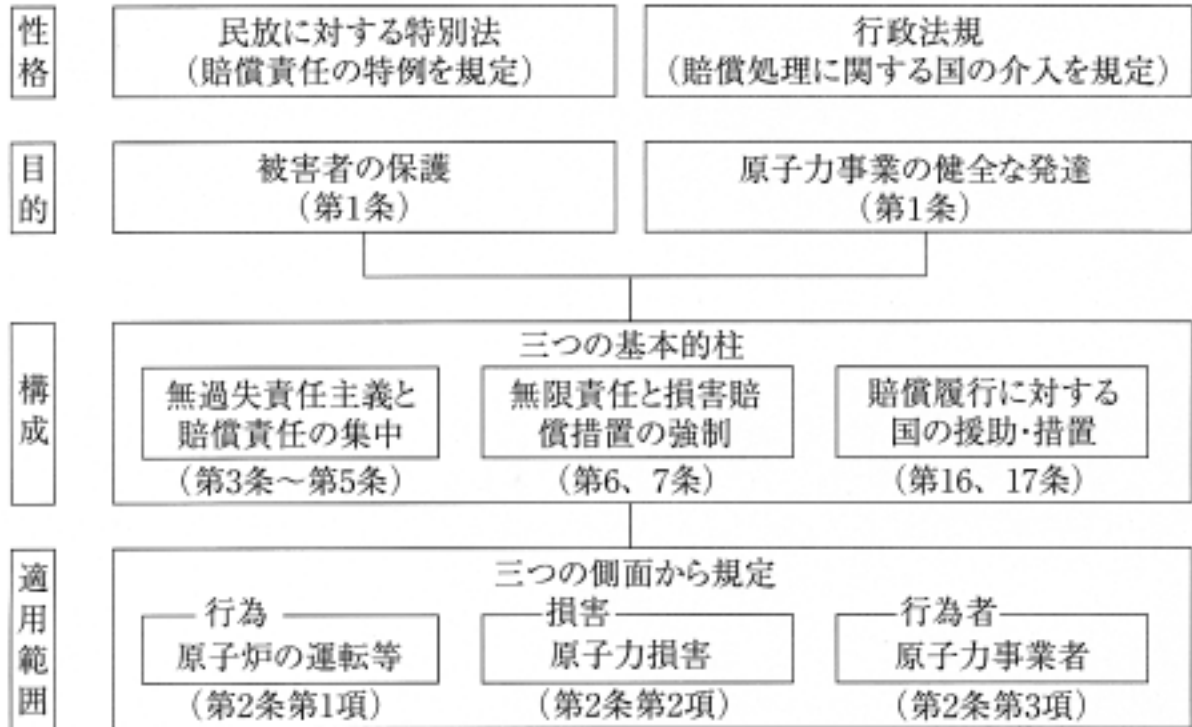
高速増殖炉サイクル技術は、不透明な将来に備えた将来のエネルギーの有効な選択肢であり、その研究開発に場の中核である「もんじゅ」については早期に運転を再開すること

国民生活の向上に貢献している放射線利用の普及、及び人類の知的フロンティアの開拓とわが国の新産業の創出等に貢献すると考えられる原子力科学技術の研究開発に積極的に取り組むこと

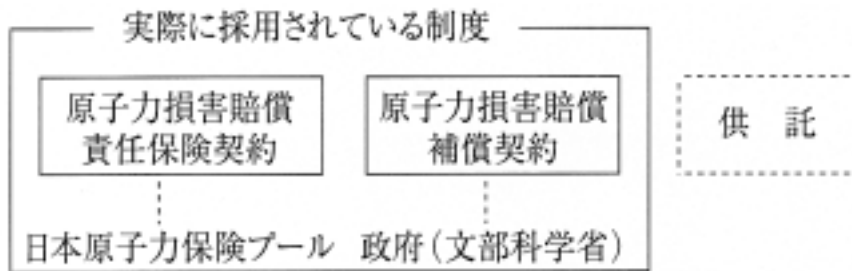
# 原子力損害賠償制度

## 原子力損害の賠償に関する法律

我が国の原子力損害賠償制度の基幹をなす法律で、概要は下記の通り。

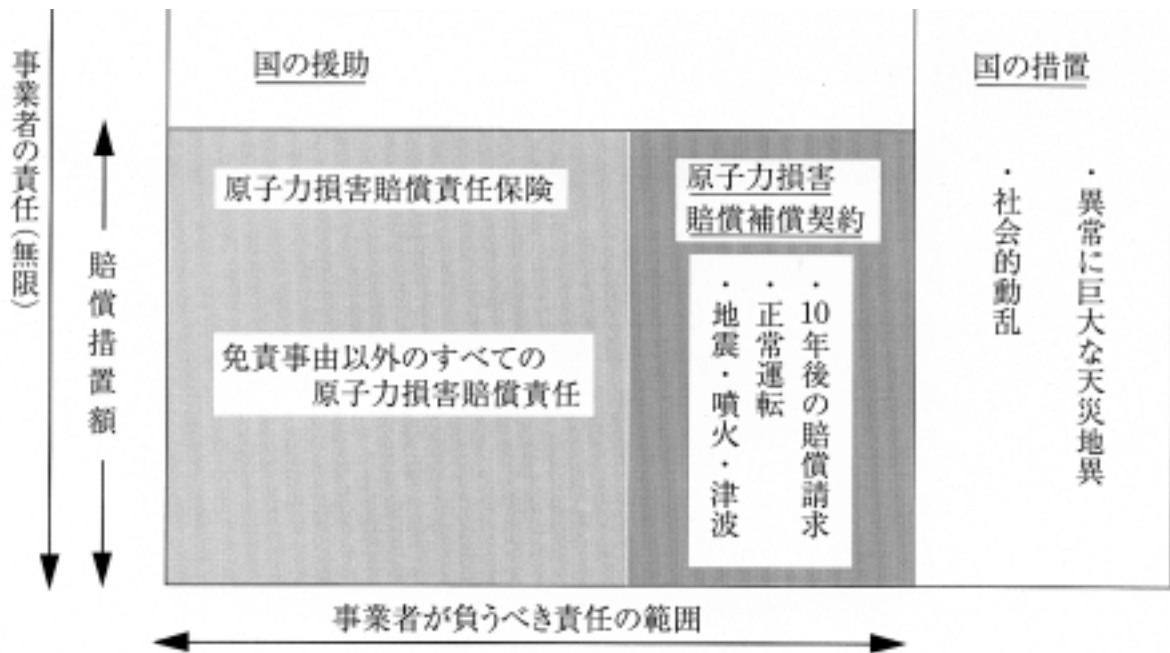


## 損害賠償措置（第6、7条）



出典：日本原子力産業会議 原子力ポケットブック

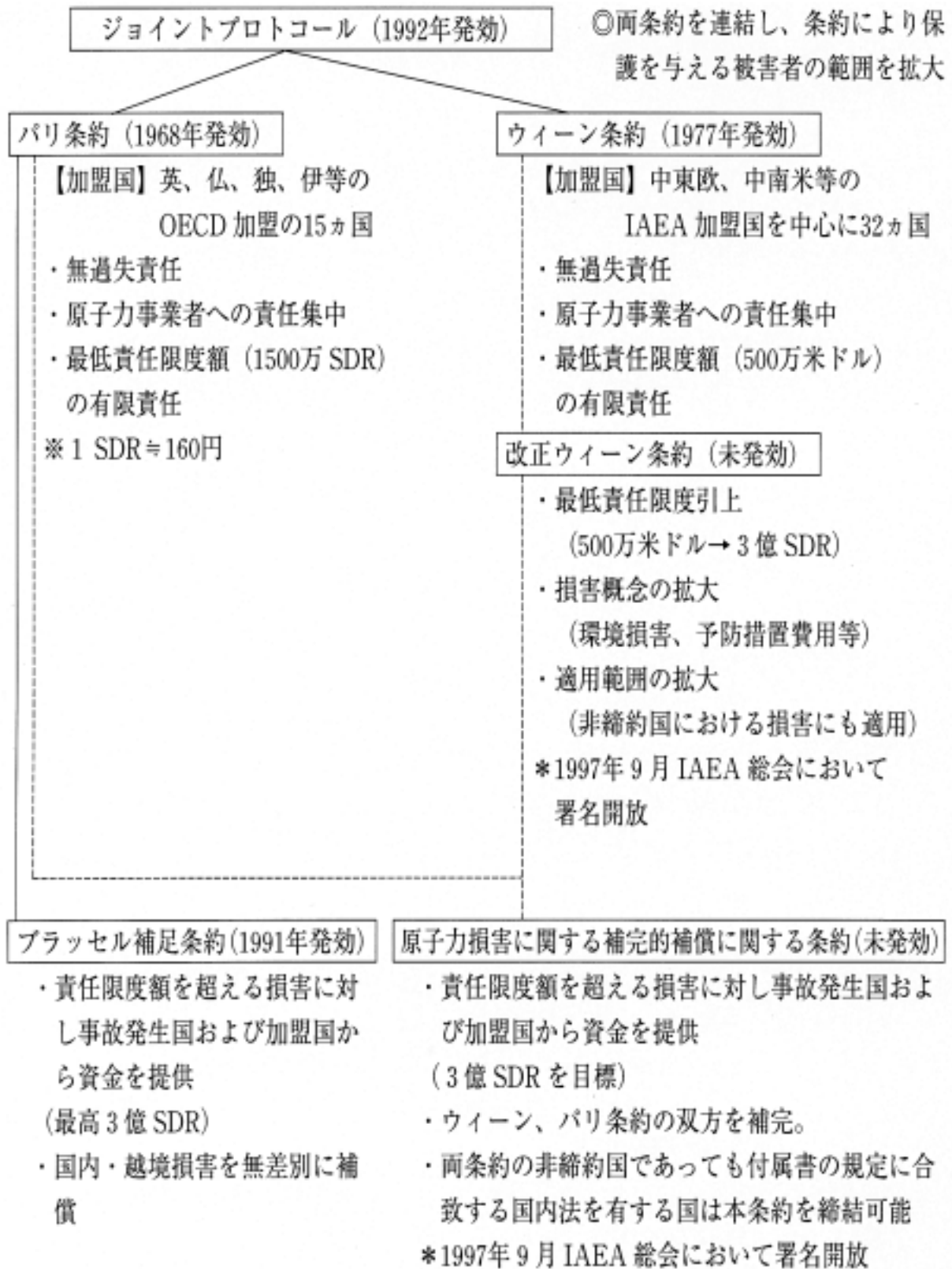
## 事業者の責任と損害賠償措置



- (注) 1. 賠償措置額は原子炉の運転等の内容により金額が異なる。(原賠法施行令第2条)  
 2. 賠償責任の額が賠償措置額を超え、かつ、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決により原子力事業者に対し国が必要な援助を行う。(原賠法第16条)  
 3. 原賠法上事業者が免責とされる損害(異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたもの)については、国が必要な措置を講ずる。(原賠法第3条、第17条)

出典：日本原子力産業会議 原子力ポケットブック

## 原子力損害の賠償に関する国際条約の概要



出典：日本原子力産業会議 原子力ポケットブック

## (2) 原子力に関する理解増進

### 原子力教育の現状

#### 学習指導要領における環境・エネルギー、原子力教育の扱い

学習指導要領においては、環境・エネルギー、原子力の扱いは以下のようになっている。

##### (1) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間のねらいは、

(1)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成

(2)学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方、生き方を考えることができるようにすること。

このための学習活動の例として、

ア 「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」などの横断的、総合的な課題についての学習活動

イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の総合化を図る学習活動

ウ 自己の在り方、生き方や進路等に応じて設定した課題について考察する学習活動を例示している。

##### (2) 各教科等

###### 1 小学校

小学校のレベルでは、主として理科や社会科で環境に関する内容を扱うが、「エネルギー」や「原子力」は直接扱うことはない。

理科では、身近な動植物を調べたり、電気や力の現象の観察などを通して基礎的な科学的知識を身に付けるようにしている。物理・化学的内容を「物質とエネルギー」という言葉で示しているが、児童にエネルギー概念を教えることはしない。

社会科の第3学年及び4学年の「2内容の(3)」では、「飲料水、電気、ガスなどの確保や廃棄物の処理について、次のことを調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを考えさせるようにする。」としている。

###### 2 中学校

中学校では主として社会科、理科、技術・家庭で、環境・エネルギー、原子力を扱うようになっている。

###### 社会科

公民的分野の「2内容の(3)ウ世界平和と人類の福祉の増大」で「(中略)人類の福祉の増大を図り、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として、地球環境、資源・エネルギー問題などについて考えさせる」としている。

## 理科

第一分野の「2内容(7)科学技術と人間ア(ア)エネルギー資源」において「人間が利用しているエネルギーには、水力、火力、原子力など様々なものがあることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを理解すること。」としている。

### 技術・家庭

技術領域の「2内容のA技術とものづくり(1)イ」では、「技術と環境・エネルギー・資源との関係について調べること」、また「(5)ア」では「エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知り、それらを利用した製作品の設計ができること。」としている。

家庭領域の「2内容B家族と家庭生活(6)イ」では、「環境や資源に配慮した生活の工夫について、課題をもって実践できること」としている。

## 3 高等学校

高等学校では、「世界史B」、「地理A」、「政治・経済」、「理科基礎」、「理科総合A」、「物理」などで主に扱うようになっている。

### 世界史B

「2内容4(5)地球世界の形成」で「情報化、先端技術の発達、環境問題などを歴史的観点から追究させ、科学技術と現代文明について考察させる。」としている。

### 地理A

「2内容(2)ア(イ)諸地域からみた地球的課題」で「環境、資源・エネルギー、人口、食料及び居住・都市問題を地球的及び地域の視野から追究し、地球的課題は地域を超えた課題であるとともに地域によって現れ方が異なっていることを理解させ、それらの課題の解決に当たっては、各国の取組とともに国際協力が必要であることについて考察させる。」としている。

### 地理B

「2内容(3)オ環境、エネルギー問題の地域性」で「環境、エネルギー問題を世界的視野から地域性を踏まえて追究し、それらは地球的課題であるとともに各地域によって現れ方が異なっていることをとらえさせ、その解決には地域性を踏まえた国際協力が必要なことなどについて考察させる。」としている。

「2のア環境と生活」で「科学技術の発達、資源・エネルギーの需要、都市化の進展及び人口の動きなどを理解させ、環境と生活のかかわりについて考えさせる。」としている。

### 政治・経済

「2内容の(3)現代社会の諸課題のイ国際社会の政治や経済の諸課題」で、「地球環境問題、核兵器と軍縮、(中略)などについて政治と経済を関連させて考察させる。」としている。

### 理科基礎

「2内容の(2)のウ、エネルギーの考え方」で「熱と仕事の関係や熱と他のエネルギーとの変換に関する実験を通してエネルギー保存の法則が(中略)確立されたことを扱うこと。」としている。

### 理科総合A

理科総合Aは、エネルギーと物質の成り立ちを中心に自然に対する総合的な見方や考え方を養う科目である。

「2内容(2)資源・エネルギーと人間生活(ア)エネルギー資源の利用」で「人間生活にかかわ



りの深い化石燃料、原子力、水力、太陽光などの利用の際見られる現象はエネルギーという共通概念でとらえられることを理解させるとし、(イ)化石燃料と原子力、水力、太陽エネルギーなどの特性や有限性、その利用などについて理解させる。」としている。

また、その「内容の取り扱い」では「原子力に関連して天然放射性同位体の存在や線線の性質にも触れること。」としている。

また、ここでは「放射能及び原子力の利用とその安全性の問題に触れること。」として、原子力の有用性と廃棄物の処理等人体への影響に十分配慮することを扱うようにしている。

物理

「2内容(4)原子と原子核(ア)原子核」で「放射線及び原子力の利用とその安全性の問題にも触れること。」としている。

家庭

「第2 家庭総合」の「2内容の(5)消費生活と資源・環境の工消費行動と資源・環境」で「現代の消費生活と資源や環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直し、環境に調和した生活を工夫できるようにする。」としている。

「学習指導要領」より

### (3) 原子力に関する市民参加

#### 市民参加懇談会の取組

##### 市民参加懇談会について

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)では、原子力政策は、国民・社会との関係をこれまで以上に重視し、国民の信頼、立地地域との共生などを大前提として進めていかなければならないことを指摘している。

そこで、原子力政策の策定プロセスにおける市民参加の拡大を図り、原子力政策に対する国民との信頼関係を確立するための方策を検討するために、平成13年7月に市民参加懇談会を設置した。

##### (1) 「市民参加懇談会」コアメンバー会議

学識経験者、ジャーナリスト、オピニオンリーダー等、多様な立場の方々から選定された専門委員をメンバーとした『「市民参加懇談会」コアメンバー会議』を設置し、この会議では、原子力政策への市民参加の拡大をめざした、さまざまな方策について企画・検討している。

##### (2) 地域での懇談会開催

原子力政策における合意形成のあり方の一つとして、政策の策定プロセスや原子力行政について、直接市民の方々のご意見をうかがい(公聴)それを政策策定の場に直接報告していくこと(フィードバック)さらにこれらを繰り返していくことが重要であるとの認識の下、「市民との懇談会」を開催している。